

手数料等につきまして

日産カード会員規約に記載の文面にて定める手数料等を補足いたします。

補足一覧表

規約書名	該当条項	補足内容
カードの再発行につきまして		
日産カード会員規約 <ハウスカード個人用>	(カードの再発行) 第 15 条 2. カードを再発行する場合、会員は、 <u>当社所定の手数料</u> を負担するものとします。その支払方法は、第 22 条のカードショッピングの利用代金の支払方法と同様とします。	当社所定の手数料 1,000 円 (税別)
日産カード法人会員規約 <ハウスカード法人用>	(カードの再発行) 第 16 条 2. カードを再発行する場合、法人会員は、 <u>当社所定の手数料</u> を負担するものとします	
日産カード Visa・Mastercard 会員規約	(カードの盗難等) 第 13 条 3. カードの再発行は、カードの毀損、滅失、盗難等の場合で、会員が所定の手続をとり、かつ当社が適当と認めた場合に行います。この場合、 <u>当社所定の手数料</u> を申し受けます。その支払方法は、第 6 条のカード利用代金の支払方法と同様とします。	
海外加盟店での日産カード利用における、為替処理等の事務経費につきまして		
日産カード Visa・Mastercard 会員規約	(代金決済) 第 6 条 2. 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として <u>所定の手数料率</u> を加算したレートを適用するものとします。	所定の手数料率 2.00% (税別)